

令和2年度県営住宅の空き住戸を利活用したコミュニティ活動拠点創出による地域コミュニティ活性化支援事業に関する質問回答について

令和2年9月7日

No.	該当頁・ 該当箇所	質問内容	回答
1	地域再生 計画※ 4-3	地域再生計画の4-3目標【数値目標】は、あくまで宮崎県としての目標であって今回募集する活動団体に課せられたものではないと理解してよろしいでしょうか。	地域コミュニティ活性化の一つの指標として【数値目標】を設定しています。この目標の達成は義務ではありませんが、達成に向けて活動内容を創意工夫するなどの取組は必要です。
2	募集要項 2頁・ 1(2)	団地住民を対象とした説明会（建築住宅課主催）において近隣の入居者の反対等があつて予定されていた住戸が使用できない場合は、県の方で代替の住戸を提供してもらえるのでしょうか。	利用できる住戸については、団地住民との調整により変更となる場合もありますが、原則、募集要項3頁下にお示しした住戸を使用させていただきます。
3	募集要項 6頁・ 4	活動開始日が変更となった場合は、使用料は住戸の使用開始日以降に発生すると考えておいてよろしいでしょうか。	住宅使用料は、活動開始日が変更となった場合でも、活動開始のための準備行為をおこなう日から発生します。
4	募集要項 11頁・ 12	今後のスケジュール（予定）では、活動開始が令和2年11月1日～（新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、住戸の使用開始時期が変更となる場合があります。建築住宅課の指示に従ってください。）となっていますが、当法人では現在の新型コロナウイルス感染症の状況では活動できる環境を整えるのに時間を要するため、令和2年11月1日からの活動開始は厳しいと判断しております。 このため、当法人では令和3年4月からの活動開始を前提に応募したいと考えておりますが、活動団	新型コロナウイルス感染症の影響があるため、計画通りに進められないこともあり得ると考えています。令和2年11月1日からの開始が難しい場合、応募申請書（様式第2号）に、①希望する開始日と②その設定理由について説明した追加資料（様式自由）を添付してください。この資料を基に、プレゼンテーションの場で説明させていただきます。 なお、活動開始日は、団地住民を対象とした説明会の状況も踏まえ決定することとなります。

		体側で活動開始時期を提案して応募することはできますか。	
5	—	活動を展開する住戸において高齢者がより安全に入浴できるよう、浴室をバリアの少ないユニットバスに改修していただくことはできませんか。	予定住戸を今後、改修することは考えていませんが、ユニットバスが整備された既存住戸の空き状況と団地住民との調整により、当該住戸の提供が可能となることもあります。

※ 内閣府地方創生推進事務局ホームページで閲覧可能です。